西村あさひ法律事務所
NISHIMURA & ASAHI
M&A ニューズレター

Ⅰ. 日本版リストリクテッド・ストックの導入
Ⅱ. 株主総会プロセスの電子化促進等に関する動向

2016 年
5 月号

Ⅰ. 日本版リストリクテッド・ストックの導入

執筆者:柴田 寛子

1. 日本版リストリクテッド・ストックの導入

米国等では、役職員に対する報酬として、一定の条件成就により譲渡可能との制限の付された現物株式(restricted stock/譲渡制限付株式)の付与が普及しています。日本においても、コーポレートガバナンス・コードにて経営陣への自社株報酬の活用促進が謳われる等、株式報酬の導入が推奨される状況にありますが、現物株式そのものを報酬として付与する手法には制約があったことから、現在の実務では、株式報酬の手法としては、ストック・オプション(新株予約権)及び信託を用いた株式給付が主流です。

そこで、現物株式を報酬として付与する新たな手法として、平成 28 年税制改正により、法人税法、同施行令及び所得税法施行令(本年 4 月 1 日施行)において「特定譲渡制限付株式」が新設され、損金算入及び所得の課税時期等に関するルールが整備されました。また、これに先立ち、昨年 7 月に公表された、経産省に設置されたコーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会による「コーポレート・ガバナンスの実践 ～企業価値向上に向けたインセンティブと改革～」[1]において、役員報酬として現物株式を付与するに際しての会社法上の論点等の整理がなされました。また、本年 4 月 28 日には、経産省により『「攻めの経営」を促す役員報酬～新たな株式報酬(いわゆる「リストリクテッド・ストック」)の導入等の手引～』(以下「手引」といいます)[2]が公表されました。これらにより、日本においても、役員報酬として譲渡制限付株式を活用することが可能となりました。

[1] http://www.meti.go.jp/press/2015/07/20150724004/20150724004.html において参照可能。

[2] http://www.meti.go.jp/press/2016/04/20160428009/20160428009.html において参照可能。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法又は現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。
本ニューズレターに関する一般的なお問合わせは、下記までご連絡ください。
西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)
© Nishimura & Asahi 2016

2. 付与手続上のポイント

(1) 普通株式により実現可能であること

特定譲渡制限付株式の要件は以下のとおりですが(法人税法 34 条 1 項 2 号・54 条 1 項、同施行令 111 条の 2、所得税法施行令 84 条 1 項)、特筆すべき点は、普通株式により実現可能であるとの点です。つまり、「譲渡制限」は、付与対象者である役員と発行会社との間の契約上の制限で足り、種類株式を発行する必要はありません。この場合、株式の発行後(自己株式の処分によることも可能です)、譲渡制限が解除されるまでの期間、契約上の譲渡制限に服しますが、その期間中に剰余金の配当や議決権の行使を認める場合でも、税法上の特定譲渡制限付株式への該当性は失われません。実務的には、契約上の譲渡制限の確保は、特定譲渡制限付株式が記載・記録されることとなる振替口座の管理に委ねられると考えられます。

- 特定譲渡制限付株式の要件
  - ① 役務提供の対価として交付される株式であること
  - ② 役務提供を受ける法人又はその法人の直接・完全親法人の株式であること
  - ③ 一定期間の譲渡制限が設けられている株式であること
  - ④ 法人により無償取得(没収)される事由(無償取得事由)が定められている株式であること
  - ⑤ 役務提供の対価として役員に生ずる債権の給付と引換えに交付される株式等であること

(2) 金銭報酬債権の現物出資によること

特定譲渡制限付株式は、法人税法上の「事前確定届出給与」として付与されることにより、損金算入及び所得税の課税時期を譲渡制限解除時とする措置(下記 5 にて説明いたします)の適用対象となります。「事前確定届出給与」と認められるための主な要件は以下のとおりですが(法人税法 34 条 1 項 2 号、同施行令第 69 条第 2 項。なお、当該要件を満たす場合には、「届出」は不要とされます)、これを、会社法上の株式発行手続の観点から整理しますと、会社は、付与対象となる役員に、一旦、確定額での金銭報酬債権を付与し、その金銭報酬債権の現物出資を受けることにより、株式を発行するという手続を経ることとなります。なお、現物出資に際しては、検査役の調査が必要ですが、現物出資により割り当てられる株式の総数が発行済株式総数の 10%以下である場合には、検査役調査が免除されます(会社法 207 条 9 項 1 号)。実務上は役員への株式報酬として発行する株式が上記の規模に達することは想定し難いことから、多くの場合、この適用除外に依拠することとなると考えられます。

- 特定譲渡制限付株式が事前確定届出給与に該当するための要件
  - ① 職務執行開始日(原則、定時株主総会の日)から 1 月を経過する日までに、株主総会等(株主総会の委任を受けた取締役会を含む)において、対象となる役員毎に、その職務執行期間(＝将来の役務提供)に係る金銭報酬債権の額(支給額)が確定していること
  - ② 上記①の決議からさらに 1 月を経過する日までに、当該役員によるその金銭報酬債権の現物出資と引換えに特定譲渡制限付株式が交付されること

(3) 報酬付与の手続

会社法上、取締役又は監査役に対する報酬の付与に際しては、監査役設置会社及び監査等委員会設置会社においては株主総会の決議が必要です(会社法 361 条・387 条。なお、指名委員会等設置会社においては報酬委員会の決議が必要です(会社法 409 条))。

特定譲渡制限付株式の付与に際しては、上記の通り、一旦、現物出資に供することとなる金銭報酬債権を付与することとなるため、株主総会において、当該金銭報酬債権の額(上限額)について、従前の株主総会決議に基づく金銭報酬総額の範囲内で行う場合であっても、改めて、株主総会決議を得ることが望ましいと考えられます。また、最終的に役員に付与されることとなる報酬は、特定譲渡制限付株式であることから、株主総会においては、その譲渡制限の概要についても示した上で、決議を得ることが

© Nishimura & Asahi 2016

適切な対応と考えられます。

3. 設計上のポイント

(1) 無償取得事由

上記 2(1)のとおり、特定譲渡制限付株式の要件として、一定の事由が発生した場合に、発行会社が当該株式を無償取得する旨、定められていることが必要です。無償取得事由については、役員が「譲渡制限期間内の所定の期間勤務を継続しないこと」等の「当該個人の勤務の状況に基づく事由」又は「法人の業績が所定の基準に達しないこと」と等の「法人の業績等の指標の状況に基づく事由」とする必要があります(法人税法施行令 111 条の 2 第 2 項 2 号、所得税法施行令 84 条 1 項 2 号)。これは、特定譲渡制限付株式につき、インセンティブ報酬として機能することが想定されていることによるものです。

なお、会社法上、自己株式の無償取得は許容されています(会社法 155 条 13 号、同施行規則 27 条 1 号)。また、特定譲渡制限付株式として普通株式を付与する場合、無償取得は、付与対象となる役員との契約上の定め、具体的には、所定の事由の発生時に会社が無償で株式を取得する旨の定めにより実現することとなります。

(2) 子会社役員への付与

持株会社等におけるニーズに対応して、子会社において、その株式の「全部」を「直接」に保有する親会社(つまり、直接の 100%親会社)の株式については、特定譲渡制限付株式として付与が可能と整理されています。

具体的には、子会社において、子会社役員に対して、一旦、金銭報酬債権を付与し、①当該役員が当該金銭報酬債権を親会社に対して現物出資することにより株式の割当てを受ける方法、②親会社において当該金銭報酬債権の債務引受けをしたうえで、親会社への債権となった当該金銭報酬債権を現物出資することにより株式の割当てを受ける方法が可能です。なお、この場合の無償取得事由は、親会社の業績に連動させることも可能ですし、無償取得の主体を子会社とすることも条文上想定されています(法人税法施行令 111 条の 2 第 2 項 2 号、所得税法施行令 84 条 1 項 2 号。なお、会社法 135 条 2 項 5 号、同施行規則 23 条 4 号参照)。

4. スケジュール上のポイント

以上の特定譲渡制限付株式の交付手続等を時系列表にまとめたものが下図です。下図は、就任後 3 年目における譲渡制限解除の旨を規定した特定譲渡制限付株式を想定しています。なお、ここで留意が必要なのは、金銭報酬債権額の確定のための取締役会決議と株式発行の取締役会決議のタイミングです。条文上は、上記 2(2)のとおり、特定譲渡制限付株式の交付は、金銭報酬債権額を確定する決議後 1 ヶ月以内とされていますが、実務的には、金銭報酬債権額の確定のための取締役会決議と株式の発行決議を同時に行う必要が生じると考えられます(下図・注 1)。これは、①事前確定届出給与としての性質から、当該金銭報酬債権額は「確定額」とすべきとの要請と、②(当該金銭報酬債権額と同額とする必要のある)現物出資の債権額は、1 株あたりの払込金額に基づき決定されますが、有利発行となることを避けるため、通常、1 株あたりの払込金額は発行決議の前日の終値をベースに決定するとの要請を、同時に満たすためです。また、普通株式の付与による場合には、払込期日の前日までに譲渡制限期間や無償取得事由を定めた付与契約の締結を完了しておく必要があります(下図・注 2)。

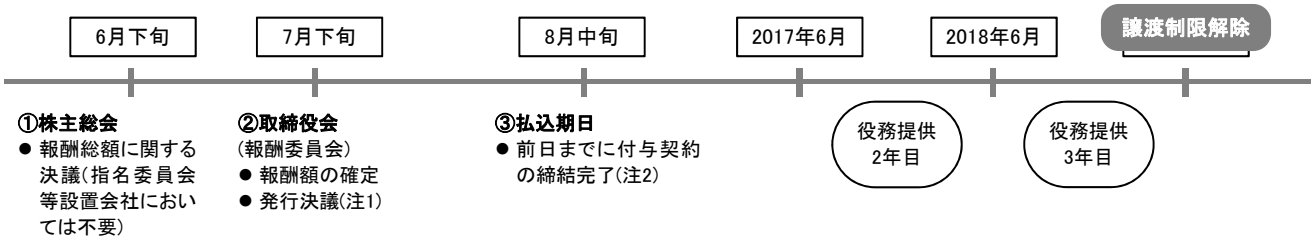

© Nishimura & Asahi 2016

5. 課税関係等のまとめ

(1) 所得税

役員に対しては、特定譲渡制限付株式の譲渡制限が解除された日に、同日における特定譲渡制限付株式の価額にて給与等として課税されます(所得税法施行令 84 条 1 項)。役員にとっては、(現物出資に充てるべき)金銭報酬債権の付与や特定譲渡制限付株式の交付の時点では課税されないとのメリットがあります。なお、退職を契機として譲渡制限が解除される場合に、特定譲渡制限付株式に係る所得が退職所得として扱われるか否かについて、現時点では税務当局の考え方は明らかにされていません。

(2) 法人税

法人税法上の損金算入時期は、役員に給与等課税事由が生じた日、つまり、上記(1)のとおり、特定譲渡制限付株式の譲渡制限が解除された日の属する事業年度となります(法人税法 54 条 1 項)。また、損金算入額は、譲渡制限が解除された特定譲渡制限付株式の交付と引換えにその役員により現物出資された金銭報酬債権等の額です(同施行令 111 条の 2 第 5 項 1 号)。

(3) 会計

会計基準等は未公表ですが、会計上の費用計上の時期及び金額については、付与した金銭報酬債権相当額のうち役員が提供する役務として当期に発生したと認められる額を、対象勤務期間(＝譲渡制限期間)を基礎とする方法等の合理的な方法により算定し、対象勤務期間の各期に費用計上することが想定されています(手引 23 頁・28 頁)。また、譲渡制限期間中に、無償取得事由が発生した場合には、その時点で費用計上額を調整することも可能と考えられます。

下記は、以上の適用関係を一覧にしたものです[3]。

《前提条件》

- 役員から金銭報酬債権 3,000 万円の現物出資を受け、1 株あたりの払込金額を 10 万円として、特定譲渡制限付株式 300 株を発行した。
- 譲渡制限解除までの期間は 3 年間(任期)とする。
- 譲渡制限解除の条件として、「譲渡制限期間中、勤務を継続すること」との条件を付した。但し、当該期間の途中で会社都合により退任した場合、その時点で在任期間部分に該当する株式を譲渡制限解除し、将来分については無償取得する。
- 2 年経過直後に会社都合退任し、2 年分の株式の譲渡制限が解除され(つまり 200 株)、残り 1 年分が無償取得された。
- 制限解除時の 1 株あたりの時価は、2 年後 12 万円、3 年後 13 万円であった。

時系列	会計(費用計上等)	法人税(損金算入)	所得税(課税所得)
付与時	―	―	―
1 年目	1,000 万円	―	―
2 年目	1,000 万円	―	―
退任時	1,000 万円(*1)	2,000 万円(*2)	2,400 万円(*3)

(*1) 役員から株式を無償取得することとなった部分(役員から役務提供を受けられなかった部分)については、損失処理すること等が考えられる。

(*2) 譲渡制限が解除された株数に応じた金銭報酬債権額(3000 万円×200/300 株)が損金算入額となる。

(*3) 譲渡制限が解除された株数につき、譲渡制限解除時の株価を基準に課税所得が計算される(12 万円×200 株)。

[3] 手引(29 頁)の例を一部改訂したものです。

© Nishimura & Asahi 2016

6. 関連法令上の論点

特定譲渡制限付株式の導入に際しては、上述の法人税法・所得税法及び会社法のみならず、金商法をはじめとする関連法令上の論点についても留意する必要があります。

(1) インサイダー取引規制

特定譲渡制限付株式の交付の方法として、自己株式の処分を用いる場合、自己株式の処分は、既存株式の譲渡として、インサイダー取引規制の対象となる「売買その他の有償の譲渡若しくは譲受け」(金商法 166 条 1 項)に該当することとなるため、交付時に同規制への抵触が生じないよう、配慮する必要があります。

(2) 短期売買利益

上場会社等の役員には、未公表の重要事実の知得の有無を問わず、自社株式等の「買付け等」又は「売付け等」に関する報告義務(金商法 163 条 1 項)及び自社株式等について「買付け等」又は「売付け等」の後 6 か月以内に反対売買を行って利益(短期売買利益)を得た場合の利益の提供義務(金商法 164 条 1 項)が課されます。

特定譲渡制限付株式の交付の方法として、自己株式の処分を用いる場合、自己株式の処分が「買付け等」に該当する場合には、上記各規制の対象となりますが、そもそも、金銭を対価としない取引は短期売買利益の形式的・機械的な計算方法になじまないため、「買付け等」には該当しないとされています[4]。この点、特定譲渡制限付株式は、上述の通り、金銭報酬債権の現物出資により交付されることが法文上規定されているため、「買付け」に該当しないと解釈することが合理的であると考えられます。もっとも、特定譲渡制限付株式の導入に際しては、役員による自社株式の売買に関する内部規則の整備についても併せて検討することが多いと考えられることから、実務上、これらの金商法上の規制も勘案のうえ、内部規則の改訂等を行うことが望ましいと考えられます。

(3) 有価証券届出書

現行金商法及び関連法令においては、特定譲渡制限付株式の交付も通常の第三者割当と同様に取り扱われ、有価証券届出書の記載様式等に関して特段の規定は設けられていません。関連法令の改正の動向に注目する必要があります。

7. 利益連動給与に関する改正

平成 28 年税制改正においては、特定譲渡制限付株式に関する改正に加え、「利益連動給与」に関する改正も行われました(法人税法 34 条 1 項 3 号、同施行令 69 条 8 項)。当該改正は、業績連動金銭報酬のうち、損金算入可能な類型の範囲を広げるもので、改正前は、「利益に関する指標」に限定されていたため認められていなかった、EBITDA、ROE、ROA 等の指標であって有価証券報告書に記載されているものを報酬額算定の指標に用いる金銭報酬についても、役員給与として損金算入が認められることとなりました。これは金銭報酬の額の算定方法に関する改正であり、株主総会において承認を得た金銭報酬総額を超えない限り、株主総会決議を改めて得ることなく改正後の利益連動給与の導入が可能であることから、指名委員会等設置会社以外の会社では株主総会決議が必要となる特定譲渡制限付株式を用いた株式報酬に比して、導入へのハードルが低いといえます。

役員報酬については、これらの法改正等を活用することで、より適切なインセンティブ制度として機能するよう、現行の報酬制度の見直しが進むことが期待されます。

---

[4] 横畠裕介『インサイダー取引規制と罰則』(商事法務研究会、1988 年)221 頁。

© Nishimura & Asahi 2016

しばた　ひろこ
柴田　寛子
西村あさひ法律事務所　パートナー　弁護士
h_shibata@jurists.co.jp
国内及びクロスボーダーの M&A、プライベート・エクイティ投資、JV やライセンス等を含む様々な手法での戦略的提携案件を主軸に、コーポレートガバナンス・会社法全般、労働法及び知的財産権法関係の一般企業法務に関して、多数の経験を有している。

Ⅱ. 株主総会プロセスの電子化促進等に関する動向

執筆者:森田　多恵子

1.　経済産業省「株主総会プロセスの電子化促進等に関する研究会」報告書

企業と株主・投資家による建設的な対話の促進を目的として、本年 4 月 21 日に、経済産業省「株主総会プロセスの電子化促進等に関する研究会」報告書(「経産省報告書」)が公表されました。これは、昨年 4 月に取り纏められた経済産業省「持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進研究会」報告書や、昨年 6 月に閣議決定された「『日本再興戦略』改定 2015」を受け、企業が適切な総会日や議決権行使の基準日の設定を行うとともに、招集通知関連書類や議決権行使の電子化等を通じて株主総会プロセスの合理化が図られる環境を整備するため、①株主総会招集通知等の提供の原則電子化に向けた課題と方策、②議決権行使プロセス全体の電子化を促進するための課題と方策、③株主総会関連の適切な基準日設定に向けた対応策、④その他の検討事項(企業と投資家の対話に向けた意識と行動、対話支援産業の役割など)に関する調査分析や検討結果を取り纏めたものです。以下では、上記①②③のポイントについて紹介いたします。

2.　招集通知関連書類の電子提供の促進

会社法上、わが国の上場会社が株主総会前に株主に提供すべき書類としては、①招集通知、②議決権行使書面、③株主総会参考書類、④事業報告、⑤計算書類・連結計算書類、⑥会計監査報告・監査報告があります。会社は、①から⑥を株主に電子的に提供することができますが、そのためには株主の個別承諾が必要であり(会社法 299 条 3 項、301 条 2 項等)、また、株主から個別請求があれば、②及び③の書類は書面で交付しなければならないため(会社法 301 条 2 項但書き、302 条 2 項但書き)、経産省報告書によると、上場会社によるこの制度の利用状況は全体の 2.6%程度に留まっています。また、上記③から⑥の書類の一部は、定款規定に基づき、株主の個別承諾なく Web 上で提供したとみなすことができますが(会社法施行規則 94 条 1 項、133 条 3 項、会社計算規則 133 条 4 項、134 条 4 項)、みなし提供できる書類の範囲が③から⑥の「一部」に留まっているため、その利用率も上場会社全体の 45%程度とされています。

一方、コーポレートガバナンス・コード補充原則 1-2②では、「上場会社は、株主が総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、招集通知に記載する情報の正確性を担保しつつその早期発送に努めるべきであり、また、招集通知に記載する情報は、株主総会の招集に係る取締役会決議から招集通知を発送するまでの間に、TDnet や自社のウェブサイトにより電子的に公表すべきである。」とされています。昨年 6 月総会及び本年 3 月総会において、招集通知を発送するまでの間に、TDnet や自社のウェブサイトにより電子的に公表すること(「発送前 Web 開示」)を行った企業は大幅に増加しているものの、発送前 Web 開示はあくまで任意の取組であり、法制度上は紙媒体で発送する必要があります。

株主総会プロセスの電子化促進等に関する研究会は、「株主総会の招集通知関連書類の電子提供の促進・拡大に向けた提言」として、株主の個別承諾なしに書面に代えて電子提供できる情報の範囲拡大等を内容とする「新たな電子提供制度」の整備を求め、今後の制度設計に向けた議論に資するよう提言を取り纏めています。「新たな電子提供制度」の具体的な制度設計の考え方は次の通りです。

© Nishimura & Asahi 2016

①	株主の個別承諾を得ない限り、書面提供が必要となる情報の範囲 (i) 株主総会の基本的情報(総会日時・場所、議決権行使手続に関する情報、議題など) (ii) 法令上、株主総会前に提供すべき情報が掲載された Web サイトのアドレス (iii) 議決権行使書面
②	個別承諾なしに電子提供できる情報の範囲 上記①以外
③	「新たな電子提供制度」の利用手続 【A 案】 株主意思確認手続(総会決議)を経た上で利用 【B 案】 企業内部の意思決定により利用可能
④	株主からの書面請求への対応 【A 案】 法令上は書面請求への対応を求めないが、企業が内部で取扱を定めた上で対応する 【B 案】 法令上、書面請求への対応を求めるが、企業実務への影響等に配慮した内容とする

かかる提言を受けた具体的制度設計については、公益社団法人商事法務研究会に設置され、法務省も参加している会社法研究会においても今後議論の対象になるとも思われ、その結果も踏まえ、次期会社法改正に向けて設置されることが見込まれる法制審議会の部会において検討されるものと考えられます。

3. 議決権行使プロセス全体の電子化の促進

機関投資家が議決権行使を電子的に行うプラットフォームとして、株式会社 ICJ が運用する「議決権電子行使プラットフォーム」があります。議決権電子プラットフォームを利用することで、①招集通知の郵送や、株主名簿管理人等による議決権行使結果の集計等が不要となるため、その分、機関投資家の議案検討期間が延びる、②総会直前にしか分からなかった機関投資家票を日々タイムリーに把握できるようになるため、行使結果の状況に応じて、総会開催日前日まで、機関投資家に対し、追加情報の発信や議案への理解を求める働きかけが容易になり、対話の充実・質の向上を図ることが可能になる、③議決権行使期限内であれば、何度でも議決権行使の再指図が可能になるため、反投票を投じた後に得られた追加情報等を踏まえ、賛成票に変更することも容易になる、といったメリットがあります。コーポレートガバナンス・コード補充原則 1-2④で、「上場会社は、自社の株主における機関投資家や海外投資家の比率等も踏まえ、議決権の電子行使を可能とするための環境作り(議決権電子行使プラットフォームの利用等)や招集通知の英訳を進めるべきである。」とされたこともあり、議決権電子行使プラットフォームへの参加会社数は、本年 4 月 8 日時点で 708 社と、大きく拡大傾向にあります。

一方で、昨年 10 月末時点で、国内機関投資家の議決権電子行使プラットフォームへの参加率は 2.3%(341 社中 8 社)に留まっており、日本における実際の電子行使率も、10.9%程度と、諸外国(米国・英国・独国においては 7 割～9 割以上)と比べると著しく低い状況にあります。これは、①国内機関投資家が保有する銘柄に、プラットフォーム非参加銘柄と参加銘柄が混在する場合、非参加銘柄の議決権行使指図はエクセルシートによる管理信託銀行経由の指図をし、参加銘柄はプラットフォーム上で指図するという指図フローの二重化が生じる、②ISS や Glass Lewis 等の議決権行使助言機関による電子プラットフォームと ICJ のプラットフォームがシステム上連携していないため、国内機関投資家が ISS 等のプラットフォームを利用して議決権行使した場合、ISS 等が別途作成した議決権行使指図書(Excel)を国内機関投資家が管理信託銀行に送信することになる、③国内機関投資家が議決権電子プラットフォームを利用する場合、全ての委託者(年金スポンサー)の同意を実務上必要としている、といった課題があるためです。

今後、上場会社や機関投資家による議決権電子行使プラットフォームへの参加・利用が更に拡大することで、機関投資家の指図フローの二重化問題が軽減すること、プラットフォーム間のシステム連携が進むこと等が期待されます。

© Nishimura & Asahi 2016

4. 株主総会関連日程の適切な設定

これまで、わが国では「決算日＝議決権行使基準日＝配当基準日」という慣行が長らく続いており、この慣行をベースとした理解や実務が構築されています。そして、わが国の株主総会日程には、次のような特徴があると指摘されています。

- 決算日から総会日までの期間が諸外国に比べて短いため、①株主・投資家による議案の検討期間が短く、②情報開示の準備や監査の期間が十分とは言い難い
- 議決権行使の基準日から総会日までの期間が長いため、株主総会の意思決定が現在の株主の利益に反するおそれがある(Empty Voting の問題)
- 90 年代には 90%が同じ日に総会を開催していたのが、現在では 41%にまで改善されているものの、なお 3 月決算企業の約 8 割は 6 月最終週に総会を開催しており、総会集中率が高い

こうした状況は、企業と投資家との対話の質を高めていく上での制約となりうることから、その解決策として、議決権行使基準日を決算日とは別に設定し、決算日と総会日との間に十分な期間を確保すること(株主総会の開催を遅らせることによる総会日の分散)との対応が考えられますが、同時に、当該対応により生じる問題点の解消が必要となります。主な問題点として、経産省報告書は、以下の各点を挙げています。

① 基準日と決算日が異なる場合、投資家から見て分かりづらいのではないか
② 株主確定コストが増加するのではないか
③ 取締役人事が遅くなることにより影響が出るのではないか
④ 配当・財務関係スケジュールが遅くなることにより、影響が出るのではないか
⑤ 第 1 四半期決算と時期が重複するため対応が困難ではないか

このうち、②は、有価証券報告書及び事業報告に「決算日」を基準として「大株主の状況」を記載することとされているため、議決権行使基準日が決算日と別に設定された場合には、株主の確定を 2 回行う必要が生じ、事務負担が増加し、証券保管振替機構及び株主名簿管理人への手数料も発生することに対する懸念です。この点については、今年 4 月 18 日に取り纏められた金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ報告」で、大株主の状況等の記載時点を決算日から議決権行使基準日へ変更するとの見直しの方向性が述べられています。

なお、全国株懇連合会においても、現在、決算日以外の日を基準日とする場合の実務対応上の課題等を整理すべく検討が進められており、本年秋を目途に取り纏めが行われる予定です。また、経済同友会も、昨年 12 月に、株主総会スケジュールの抜本見直しに着手すべき旨の意見を公表しています。株主総会プロセスの電子化に向けた、これらの環境整備の動きについては、引き続き注目する必要があります。

もりた　たえこ
森田　多恵子　　西村あさひ法律事務所　弁護士
t_morita@jurists.co.jp
2004 年弁護士登録。会社法・金商法を中心とする一般企業法務、M&A、コンプライアンス、消費者法制などを取り扱っている。株主総会、コーポレートガバナンスに関する業務に幅広く関与。

© Nishimura & Asahi 2016

論文情報（2016 年 3 月～2016 年 5 月）

* **「The International Comparative Legal Guide to: Mergers & Acquisitions 2016 (Japan Chapter)」** 岩倉正和・高木智宏、The International Comparative Legal Guide to: Mergers & Acquisitions 2016
* **「Getting the Deal Through – Private Equity 2016 (Japan Chapter, Transactions)」** 新川麻・野田昌毅、Getting the Deal Through – Private Equity 2016
* **「Corporate Counselor No.21 Employee Invention Rights Pivot (英)」** 岩瀬ひとみ・スティーブン・ボーラー・深津拓寛
* **「上場企業法制における企業の中期的利益とショートターミズムとの調整(上) – 最近の欧米の議論の諸相から –」** 武井一浩・石﨑泰哲、旬刊商事法務 No.2097(2016 年 4 月 5 日号)
* **「コーポレート・ガバナンスの実質化に向けた緒論点 – ガバナンス・コード二年目を迎えて –」** 武井一浩、東京株式懇話会会報第 774 号(2016 年 3 月号)
* **「上場企業法制における企業の中期的利益とショートターミズムとの調整(下) – 最近の欧米の議論の諸相から –」** 武井一浩・石﨑泰哲、旬刊商事法務 No.2098(2016 年 4 月 15 日号)

書籍情報（2016 年 3 月～2016 年 5 月）

* **「詳解 大量保有報告制度」** 町田行人、商事法務
* **「秘密保持契約の実務 作成・交渉から平成 27 年改正不競法まで」** 森本大介・石川智也・濱野敏彦、中央経済社

セミナー情報（2016 年 3 月～2016 年 5 月）

開催予定

* **申込受付中「欧州での戦略的拠点・スイスでの M&A(Strategic location in Europe – M&A in Switzerland)」**
  藤本欣伸・新川麻・野田昌毅
  開催日：東京: 2016 年 6 月 22 日(水)、大阪: 2016 年 6 月 23 日(木)
  お申込・詳細：<https://www.jurists.co.jp/ja/seminar/article_19410.html>

* **申込受付中「改正個人情報保護法への実務対応～個人情報管理・ビッグデータビジネスへの影響」**
  太田洋・柴田寛子・髙木謙吾
  開催日：大阪: 2016 年 5 月 31 日(火)、福岡: 2016 年 6 月 1 日(水)
  お申込・詳細：<https://www.jurists.co.jp/ja/seminar/article_19414.html>

開催済

* **グループ会社管理をめぐる法的留意点と実務対応** 森本大介
* **関連会社間取引を巡る近時の注目裁判例～IBM 事件及びヤフー・IDCF 事件の最高裁決定を受けて～** 太田洋
* **選択と集中に伴う不採算事業・ノンコア事業の売却・撤退の際のポイントと留意点** 森本大介
* **資本・業務提携の実務とその留意点** 森本大介
* **基礎からわかる『M&A』の戦略と法務** 山口勝之
* **M&A 法務デューディリジェンスのチェックポイントと契約への反映**
  ～契約交渉を見据えて、攻めと守りのそれぞれの立場から解説～ 石川智也

当事務所は、M&A 分野における日本のリーディング・ファームとして、多様な業種の事業会社及び投資ファンド等による、様々な手法を用いた企業買収、グループ内事業再編、事業再生型 M&A、ゴーイング・プライベート、MBO、その他あらゆる種類の M&A 案件を取り扱っております。また、クロス・ボーダー案件についても、アウトバウンド・インバウンド案件双方について、欧米に限らず、近年増加しているアジア諸国の M&A 案件を含め、多数の案件に関与しております。当事務所は、M&A 分野に関する最先端の知識並びに豊富な経験及びノウハウに基づき、また、必要に応じて、他の分野及び実務の動向に精通した当事務所の多数の弁護士・外国法事務弁護士等と協働することにより、迅速かつ的確なリーガルサービスを提供しております。
本ニューズレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、M&A 分野に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。西村あさひ法律事務所では、他にもアジア・中国・ビジネスタックスロー・金融・事業再生等のテーマで弁護士等が時宜にかなったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。バックナンバーは<http://www.jurists.co.jp/ja/topics/newsletter.html>に掲載しておりますので、併せてご覧ください。
© Nishimura & Asahi 2016